

公聴会に参加する者等の実費弁償に関する条例及び瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 4 3 号

公聴会に参加する者等の実費弁償に関する条例及び瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例

(公聴会に参加する者等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 公聴会に参加する者等の実費弁償に関する条例(昭和 32 年瀬戸市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 前条の公聴会に参加した者等とは、次に掲げる者をいう。 (1)から(5)まで <省略> (6) 農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号) <u>第 35 条第 1 項</u> の規定により出頭した者	(定義) 第 2 条 前条の公聴会に参加した者等とは、次に掲げる者をいう。 (1)から(5)まで <省略> (6) 農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号) <u>第 29 条第 1 項</u> の規定により出頭した者

(瀬戸市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸市職員定数条例(昭和 36 年瀬戸市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、常勤の職員で一般職に属するもの（臨時的に任用される職員及び休職者を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第2条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1)から(7)まで <省略>

(8) 農業委員会等に関する法律第26条第2項に規定する農業委員会の職員 5人

(9)から(11)まで <省略>

2及び3 <省略>

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、常勤の職員で一般職に属するもの（臨時的に任用される職員及び休職者を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第2条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1)から(7)まで <省略>

(8) 農業委員会等に関する法律第20条第2項に規定する農業委員会の職員 5人

(9)から(11)まで <省略>

2及び3 <省略>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。